

第4回松江市・東出雲町合併任意協議会

日 時 平成22年1月25日(月)

14:00～16:00

場 所 タウンプラザしまね

矢野事務局長 失礼いたします。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回松江市・東出雲町合併任意協議会を開催をさせていただきます。

本日は、皆様にはお忙しいところを御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、事務局長の矢野と申します。どうかよろしく願いいたします。

まず、開会に当たりまして、任意協議会の会長であります松浦松江市長がごあいさつをいたします。

松浦会長 皆様方には、大変お忙しい中、また大変寒い中でございますけれども、第4回の合併任意協議会に御参加を賜りまして、まことにありがとうございます。

まず、報告でございますけれども、先日でございますが、鞆嶋町長さんからの御要望もございまして、東出雲のこの任意協議会の委員の皆さん方に松江市の宍道支所、それから宍道の公民館、子育て支援センター、古志原の公民館、これらを御視察をいただいたわけでございます。委員の皆さん方からは、実際の現場を見ながら、役場が支所になってどういうふうになったのか、あるいは公民館が自主運営ということになってどう変わったか、こういったことで、自分たちの町が合併後にどのように変わっていくだろうかと、熱心に御視察をしていただいたというふうに伺ってるところでございます。視察されましての素直な感想等も含めまして、ぜひこれからの協議に生かしていただきたいというふうに思っております。

本日の協議会でございますけれども、まずは前回、継続協議になっております合併の方式でございますけれども、本日、再度、御協議をさせていただきたいと思っております。

それから、前回の第3回の協議会で提案をいたしました条例、規則等の取り扱い以下11の議案について協議、確認の上、お諮りをさせていただくことにしております。

そして、本日は、新たに使用料、手数料等の取り扱い以下10項目について御提案をして、御協議をいただくと、こういう予定にいたしております。

最初のこの任意協議会でもお話をさせていただいたわけでございますが、この任意協議

会での議論は、遅くとも3月中にはまとめていきたいというふうに思っているわけでございます。この協議会だよりの「縁のかたらい」というものを作成をいたしまして、協議会の開催の都度、住民の皆様方への情報提供を行っているわけでございますけれども、この任意協議会の大きな役目の一つというのは、できるだけ早く合併後のまちづくりの姿というものをまとめて、皆さん方にお知らせをして、住民の皆さん全体の合併への議論あるいは機運を高めていくと、こういうことにあると考えているわけでございます。したがって、この協議会において活発にぜひ御議論をいただいた上で、できるだけ積み残しをしないで早くまとめていきたいと、このように思っておりますので、御理解をいただきまして、御協力方よろしくお願いを申し上げたいと思います。

ぜひ委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきますと思います。きょうも、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

矢野事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速、本日の議事に入らせていただきたいと思いますが、まず資料の御確認をお願いをしたいと思います。まず、本日の会議次第、それから会議資料集の1冊がございますので、御確認をいただきまして、不足があれば手を挙げて事務局の方へお伝えいただきますようお願いをいたします。

それから、毎回お願いをしておりますが、この協議会の会議録の作成の都合上、委員の皆様方にはマイクを持っての御発言をお願いさせていただきたいと思っております。御質問、御意見の際には手を挙げていただきますと、事務局の職員がお席へマイクを持ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

そういたしますと、規約に基づきまして、会長に議長をお願いすることとなっておりますので、これからは松浦会長、よろしくお願いをいたします。

松浦会長 それでは、議事に入らせていただきたいと思いますが。

まず、議案の1につきまして、事務局の方からお願いします。

矢野事務局長 資料集の1ページをお開きをいただきたいと思いますが。提案内容を読み上げさせていただいて、確認をお願いをしたいと思います。

合併の方式について。合併の方式は、八束郡東出雲町の区域を松江市に編入する編入合併とする。以上が提案内容でございますので、御審議をよろしくお願いをいたします。

松浦会長 それでは、この議案の1、合併の方式につきまして、委員の皆様からの御質

問、御意見等ございますでしょうか。

議長さん、どうぞ。

野津（貞）副会長 それでは、合併方式について発言をさせていただきます。

この議案につきましては、私ども東出雲町議会の合意形成のおくれから、第3回の任意協議会では継続協議としていただいたところでございます。その後、町議会といたしましても、早期に意見集約を行い、合意形成を図る必要があるとの認識から、1月の15日に全員協議会を開きまして、各会派、各議員の皆様方にそれぞれ意見をまとめて持ち寄っていただくように要請をいたしておりましたが、本日の時点においても町議会の意見集約、合意形成を図ることができませんでした。委員の皆様には、大変な御迷惑をおかけしてるところでございますが、次の第5回任意協議会までには町議会の意見集約、合意形成を図る考えでありますので、いま一度、次回までの継続協議として取り扱っていただきますようお願いを申し上げます。

松浦会長 今、野津委員の方から、そのようなお話がございましたが、ほかに皆様方、何か御意見ございますでしょうか。

それでは、ただいまの野津委員のお話では、議会の問題ということで、東出雲町の議会等々で合意を図ることができなかったということございまして、次の協議会、これは2月の10日ですが、2月の10日までに合意を図ると、こういう御意見でございますが、これに対しまして何か御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

そういたしますと、次回までには必ず東出雲町議会の御意見をまとめていただいて、第5回の任意協議会で結論を出していただくということをお約束をいただいたものとして、継続協議とさせていただきたいというふうに思います。

それでは、議案の1については以上とさせていただきます、次に進めさせていただきます。

それでは、まず次に議案の9につきまして、事務局からお願いします。

矢野事務局長 会議資料の2ページをお開きいただきたいと思います。条例、規則等の取扱いについて、読み上げて提案内容を確認をさせていただきたいと思います。

条例、規則等については、松江市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じて条例、規則等の新規制定、一部改正を行う。以上でございます。

松浦会長 議案の9につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。ございませんか。（「質疑ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、ないようでございますので、特に御異議がなければ御承認をいただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、議案の10について、事務局からお願いします。

矢野事務局長 会議資料の3ページをお開きいただきたいと思います。事務組織及び機構の取扱いについて。

（1）松江市の事務組織及び機構に統一する。（2）本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務等の本庁で一括処理することが適している事務を所掌する。支所は、本庁において処理する事務を除いて住民サービスを提供する機関とする。（3）東出雲町の附属機関等は、原則として松江市の附属機関等に統合する。なお、東出雲町固有の附属機関等については、実態を考慮して調整する。以上でございます。

松浦会長 それでは、議案の10でございますけれども、御質問、御意見等ございますでしょうか。ございませんか。

どうぞ。

田中委員 松江市議会ですけれども、さっきの9番、それから今、協議されております10番、それから11番、15、17、この各議案について、議会の中のある会派から、合併の方式が決まっていない段階でこれの賛否を表現はできないと、こういう意見がありました。議会全体としては提案を了解をいたしますので、その旨申し伝えておきます。

松浦会長 ほかにございますか。

それでは、特にないようでございますので、議案の10につきましては、御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。それでは、議案10につきましては、御承認をいただきました。

続いて、議案の11について、事務局の方からお願いします。

矢野事務局長 続きまして、4ページをお開きをいただきたいと思います。一部事務組合等の取扱いについてでございます。

一部事務組合等の取扱いについては、次の方針により合併時まで調整する。（1）松

江市と東出雲町で構成している松江市、東出雲町山林組合は、合併の前日をもって解散し、当該組合の業務及び当該組合が所有する財産については、すべて松江市に引き継ぐものとする。(2) 島根県市町村総合事務組合については、松江市は引き続き加入し、東出雲町は合併の日の前日をもって脱退する。(3) 島根県後期高齢者医療広域連合については、松江市は引き続き加入し、東出雲町は合併の日の前日をもって脱退する。(4) 松江圏救急医療対策協議会については、松江市は引き続き加入し、東出雲町は合併の日の前日をもって脱退する。以上でございます。

松浦会長 それでは、議案の11につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議案の11につきまして、御異議がなければ御承認をいただきたいと存じます。御異議ございませんでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。それでは、議案11は、御承認をいただきました。

続いて、議案の12について、事務局からお願いします。

矢野事務局長 5ページをごらんをいただきたいと思います。公共的団体等の取扱いについてでございます。

公共的団体等の取扱いについては、合併後の市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整に努めるものとする。(1) 両市町に共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。(2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。(3) 独自の団体については、原則として現行のとおりとする。以上でございます。

松浦会長 議案の12について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

越野委員 松江市の社会福祉協議会と旧町村ごとに設置された各社協支所と公民館単位に設置されている地区社協との役割分担について、概要の説明をお願いしたいと思います。

松浦会長 お願いします。

井田課長 松江市の保健福祉課長をしております井田でございます。

お尋ねの松江市社会福祉協議会の本所、それから各支所、それから公民館単位で設置されております地区社協の役割分担ということでございますが、地域福祉につきましては、やはり住民参加、住民主体というところで進めていただくというところで、合併後、平成

17年、18年にかけて各地区社協が設立されたところでございます。

地区社協におきましては、それぞれ地域の実情に応じました、いろんな地域福祉活動、例えばなごやか寄り合い事業であるとか、配食・会食サービスであるとか、見守り活動であるとか、そういった事業展開が図られております。それを管轄します社協の支所につきましては、当時は地区社協の立ち上げ支援、それから今でも地区社協の運営支援、それから一部事務局機能も持ちながら支援をしていただいておりますというふうな状況でございます。

松浦会長 皆さん、わかりましたでしょうか。地区社協と社協というのは、同じような名前を使っていますが、全然関係のない団体でございますので、地区社協というのは、それぞれの公民館での構成団体で、いろんな関係の団体が集まって、地域の見守りであるとか、そういうふうなことをやっていくというものでして、社協と支所というのは、社協の本所があって支所があると。社協全体の仕事を分担しながらやっていくと、そういうものでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。ですから、社協というものがあって、例えば地区社協を指導するとか、そういう関係はありますけれども、直接的な組織としてのつながりはないというものでございます。

ほかにございますか。

それでは、特にないようでございますので、議案の12につきまして、御異議なければ御承認をいただきたいというふうに思います。御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。それでは、御承認をいただいたものとさせていただきます。

続いて、議案の13について、事務局からお願いします。

矢野事務局長 資料の6ページをお開きをいただきたいと思います。補助金、交付金等の取扱いについてでございます。

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から見直しを図り、以下の方針により調整する。（1）両市町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て、松江市の制度に統一する方向で調整する。（2）独自の補助金、交付金等については、従来の実績等を考慮し、合併後の市域内での均衡を保つよう調整する。（3）整理統合できる補助金、交付金等については、関係団体と協議し、統合または廃止するよう調整する。以上でございます。

松浦会長 それでは、議案の13について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

森口委員 1件、この件についてお伺いしたいと思いますけれども、補助金、交付金の補助金の方かと思いますが、私、自治会の関係として、東出雲で最も東に位置する山合いの地区の住民でございますが、例外なく過疎を懸念してる日常でございます。そのために、地域の活動単位の最小単位であります自治会組織を健全に維持、継続するというのが一つの命題事項でございますけれども、現在、東出雲町では、地区運営補助金という形で1世帯当たり年間1,300円の補助をいただいて、それも基礎金額にして自治会を運営、活動してる状況でございますが、合併後にはどうなるのかなというところが心配ございまして、ちょっと従来の旧八束郡の町村の自治会への補助金がどのように運営されていたのか、現在の松江市が従来の旧八束郡の町村への自治会への補助金ということをどういう形で行ってられるのか、お聞かせいただくとありがたいなと思いますけれども。

矢野事務局長 それでは、事務局の方からお答えをさせていただきます。

町内会、自治会というのは、行政にとってはなくてはならない重要なパートナーでございまして、松江市も平成17年の3月の合併の際に、すべての市町村でこういった自治会、町内会に対する財政支援というのはあったわけでございます。ただ、この自治会、町内会の補助金のあり方といいますか、積算根拠といいますか、それが非常にばらばらでございました。そういったことから、合併後はやはりこの自治会、町内会に対します補助金の基準、考え方、これは公平性という観点からも統一をする必要があるということで、平成17年の3月31日に合併をいたしまして、3カ年をかけて自治会の皆さん方と協議をしながら調整をさせていただいて、今日に至っております。

町内会の活動補助は、大きく言って3つに分類されると思っております、1つは、行政とは関係のない、それぞれの町内会、伝統文化ですとか、そういったものをはぐくむ独自の事業に対する補助、それからもう一つは、行政と役割分担をいたしまして、協働といいますか、それぞれの分担の中で協議をして住民の福祉の向上を図るということ、それから3つ目には、市役所あるいは町村役場から委託を受けて行政の補完をし、効率的・効果的に事業をやるため、そのための活動助成と、こういった大きく3つ分類があるというふうに思っております。

そういったこの分類の中での行政と町内会のかかわり方が大きく変わっておったということで、それを段階的に調整をさせていただきました。この財政面と、それから行政とのかかわり方の見直しによって、町内会のコミュニティー活動が一気に崩壊をしたり、ある

いは住民の皆さん方が日常の活動の中で混乱をしたりすることが予想されますので、十分協議をしながら、段階を踏んで進めさせていただいたところでございます。

東出雲町では、先ほどおっしゃいましたように、町内会の活動の密度と申しますか、大小にかかわらず一律1,300円ということになっておりますが、現在の松江市では、このような一律の積算ではなくて、活動実態に即した財政支援というのをさせていただいております。まず、1つ目は、一番大きなものは、町内会でそれぞれの旧市町村すべて、今、東出雲町もだと思いますが、広報等の配布をしていただいております。それを行政から委託をさせていただきまして、委託契約に基づいて配布の手数料としてお支払いをさせていただくと。これが自治会、町内会の活動の一番基礎財源になるわけございまして、そういったことを世帯数割等によって支出をさせていただいております。委託料でございますので、それを町内会の活動に何に使っていただいてもいいわけでございますので、自由に使える委託料として、財源として出させていただきます。

それから2つ目には、町内会で設置される防犯灯ですとか、あるいは防犯灯の電気代とか、そういったものについて町内会費の中で払っておられる実態もございましたので、安心・安全なまちづくりをやっていただいている町内会の皆さん方に、その実績に応じて設置補助は、防犯灯の設置については3分の2補助、それから電気料については全額補助と、こういった形で出させていただきます。これも貴重な財源になるというふうに思っております。

それから4点目には、町内会を維持していく上での集会所、これの修繕とか、それからあるいは建てかえとか、こういったことが長い間に起こってくるわけでございますので、そういった町内会の設置をされる場合に3分の2の補助をさせていただく。ただし、新築の場合、上限は700万でございます。こういったような制度を持っております。それから、修繕の場合ですと3分の2補助の上限300万と、こういったようなことで、実態に応じた支援をさせていただいているということでございます。

それから5点目に、町内会独自の自主的な主体的な活動があります。これについては、例えばテントを整備するとか、あるいは運動会の備品を用意されるとか、そういったような設備、あるいは町内会で物置を建てるとか、そういったハード整備につきまして3分の2の上限50万円補助と、これは5年に1回でございますが。そういったものを計画的に町内会で話し合っていて、計画に基づいて事業をやられる。それに対しての50万円の助成というものがあります。これが大体町内への主な統一ルールでの出し方ござい

ます。

そのほかに、合併をいたしまして、従来の旧町村で交付していた補助金と、それから先ほど言いました統一ルールに基づいてやった場合に大きく町内の収入が減る場合、こういったことがありますので、行政からの財政支援が減額となる自治会に対しては、段階的に調整の補助金というのを2カ年に交付をいたしておりまして、それで平成20年までの激変緩和ということをやらせていただいております。

それからまた、新しいものとしたしましては、支所管内の旧町村ごとに自治会の連合組織化、連合会というのをつくっていただきましたので、その立ち上げ支援ということで一律10万円を交付させていただいたと、こういうことございまして、今、委員さんの御質問の中で、現状と昔はどうだったかということを端的に、例えば平成20年度はこうでございましたという形でお示しをできればいいわけですが、実際には、今申しましたように、行われた活動に対しての助成をやっておりますので、一律補助であった合併前と、それから現在の補助対象をやった場合と、あるいはやられなかった場合と、こういうことの比較ということになりますので、なかなか難しいかと思えます。

ちょっと事例で申し上げますと、合併前と合併後に基礎的な補助金が平成19年度まででどうなったかという例を挙げますと、例えば旧島根町の場合は、合併前に317万円出たのが、先ほど申しました統一ルールによって388万円に増えたと、こういうケースがございます。それから、宍道町におかれましては、合併前に1,900万円の補助金が出ていたものが、これが先ほどの統一ルールによりまして840万円というふうに下がったわけがございます。ただし、宍道町におきましては、独自の伝統文化事業とかをやっておられましたので、そういったものは地域まちづくり予算ということで、地域協議会で議論をさせていただいて、支所を通じて町内会へ伝統文化事業とかイベントとか、そういった助成をしておりますので、単純にそれだけ減ったかということではないということだけは御報告をしておきたいと思えます。

ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、大体そういったように一律ではなくて、実績に応じて活動助成をさせていただくと。長い目で見ますと、5年スパンとか、あるいは10年スパンで見ますと、そんなに大きく減らないというふう考えております。以上でございます。

松浦会長 よろしゅうございますでしょうか。

森口委員 追加させていただいてよろしいでしょうか。

今、矢野局長の方から御説明いただきまして、よくわかりましたけれども、過去、日本の政治の中で地方切り捨てと、首都圏への資本集中参加というような行政が数年続いて、地方切り捨てだ、切り捨てだという話が出た折でございますが、事、松江市が大きくなった場合に、松江市の中心部、これを都市圏とするならば、外郭部にも全国でいう地方部のところがあると。5年、10年のスパンでは、ほぼ一緒になってくるということをおっしゃいますし、また2年後ぐらいには激変緩和の措置があるよということをおっしゃいますけれども、いわゆる人口密度が、早い話、小さい山間部への補助金助成のあり方として、戸数が例えば何十戸単位、せいぜい20戸、30戸以下の自治会にはというような最小単位以下の自治会には、こういうやり方を、あるいは1自治会で数百もあるような自治会には、こういう措置でという、少し分類して考えていただくと、周辺部の地区としてはありがたいなというふうに思うんですけれども、これは今どうのこうの話じゃなくて、忘れないで、いつか議論をさせていただければなという宿題の事項のお願いにしておきたいんですけど、よろしゅうございますでしょうか。

矢野事務局長 ちょっとよろしいでしょうか。

松浦会長 はい。

矢野事務局長 ちょっと東出雲町の例えば50世帯の町内会の場合、これがどうなるかということをおっしゃって試算をしてみました。50世帯の町内会ですと、現在ですと1,300円の50の年間6万5,000円と、それから集会所の維持管理費として定額で毎年、年1回2万5,000円、年間9万円でございます。例えば先ほど松江市になった場合の例を言いますと、広報配布手数料が1枚、1世帯45円ですので、その12カ月分と、それから世帯割というのがありまして、それから5年に1回の集会所にある机とか備品の整備とか、あるいはイベント用具を購入されたら、そういった50万円の補助を受けられますと、5年間を1年に割り戻しますと、先ほどの東出雲町の場合の9万円に対して12万8,000円と、松江市の場合は、こういった試算になるわけでございます。

逆に東出雲町の春日台自治会ですか、150世帯ぐらいあるようですが、そこで照らし合わせますと、年間、現在が22万円、それから5年に1回のイベント助成の50万円を使われますと、単年度が18万3,000円ということで、若干少なくなるわけですが、全体の配分としては、小さな自治会も活動しやすいような調整あるいは基準とこのをやっておりますので、また今の御意見も参考にしながら、今後、話し合いをさせていただきたいと思っております。以上です。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

松浦会長 ほかにございますか。

特にないようでございますので、議案の13につきましては、御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。それでは、承認をさせていただきます。

続きまして、議案14について、事務局の方からお願いします。

矢野事務局長 続きまして、会議資料の7ページをお願いをしたいと思います。防災関係の取扱いについてでございます。

（1）防災会議、水防協議会及び国民保護協議会については、それぞれ松江市の組織に統一する。（2）地域防災計画、水防計画及び国民保護計画については、それぞれ合併後、速やかに見直しを行う。ただし、見直しを行うまでの間は、両市町の計画を地区ごとに適用する。（3）防災行政無線については、当分の間、両市町それぞれのシステムを利用し、合併後に統合を検討する。以上でございます。

松浦会長 何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

野津（勝）委員 この防災関係の取扱いの議案については異論はありませんが、事務局提案のとおり承認するところでありますけど、第3回任意協議会の消防団の取り扱いについての審議の際、本町の人口増の現状を踏まえ、住民の安心・安全を確保していただくために、消防団組織を調整される際、配慮をいただきたいと、このように申し上げました。その関連で、この議案の地域防災という点で関係するかと思いますが、消防署の署所再編計画についてお尋ねをしたい、このように思います。

署所再編計画は、平成14年に策定され、平成18年に見直しを行いながら、消防・防災の体制の強化に向け、着実に計画を進めておられるところでございますが、この計画の中の八雲町と東出雲町の出張所を統合する南分署については、人口動態や高速道路の利用状況などを見きわめながら、出張所にするのか分署にするのか、平成21年度に検討し、平成23年度には建設に着手するようにお聞きをしておりましたが、わかる範囲内で結構ですが、計画の進行状況についてどのような状況か、お聞かせをいただきたい、このように思います。どうぞよろしく願いいたします。

矢野事務局長 それでは、お答えをさせていただきます。

松江市と東出雲町の区域におきます消防力の問題でございますが、今、委員さんおっし

やいましたように、この消防・救急業務については大変複雑化をし、あるいは高度化をする、大規模化をする、こういったことから、消防力を強化をしようということで、各消防署の出張所の統合再編計画をつくったところでございまして、先ほどおっしゃいましたように、今、平成18年3月に作り直した消防署の署所再編実施後期計画というものに沿った形での検討に着手をしているところでございます。全体としましては、今、この計画が財政状況あるいは用地等の選定などによって、諸事情によって遅れております。現在、平成21年度中に計画で当初整備予定であった美保関の出張所と、それから八束町にある八束の出張所、これの統合再編する東分署の整備に向けて今、事前準備を進めておるところでございます。

御質問の東出雲町と八雲町のこの出張所の問題については、出張所になるのか、あるいは分署になるのか、これの検討はまだでございますが、先ほど申しました東分署の整備後に出張所の再編の検討に取り組む予定であるということございまして、今後、この東出雲町あるいは八雲町管内の人口動態あるいは高速道路との関係、それから松江消防署管内全体の消防力あるいは救急体制の充実・向上という視点からも検討を加えることとなりますので、よろしく御理解をお願いをしたいと思います。

野津（勝）委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 ほかにございますか。

それでは、特に御異議がなければ、議案14につきまして御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、議案14につきましては、御承認をいただいたとさせていただきます。

続いて、議案の15について、事務局の方からお願いします。

矢野事務局長 8ページをお願いをいたします。広報、広聴事業の取扱いについて。

（1）広報紙については、松江市の例に統一するように調整する。（2）広報事業については、松江市の例により実施する。以上でございます。

松浦会長 何か御質問等ございますか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案15については、御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、議案15につきましては、御承認をいただいたもの

とさせていただきます。

続きまして、議案１６でございますが、事務局からお願いします。

矢野事務局長 続きまして、９ページをお願いいたします。民生児童委員の取扱いについてでございます。

（１）合併後の市の民生児童委員及び主任児童委員の定数については、平成２２年１２月１日改選時の定数の合算とする。（２）合併期日の前日時点で委嘱されていた東出雲町の民生児童委員及び主任児童委員については、松江市に引き継ぐ。（３）東出雲町の民生児童委員及び主任児童委員の担当区域については、現行のとおり松江市に引き継ぐ。（４）東出雲町の民生児童委員協議会については、地区民生児童委員協議会として松江市に引き継ぎ、松江市民生児童委員協議会連合会へ加入する。以上でございます。

松浦会長 議案１６につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

特にないようでございますので、議案の１６につきまして、御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、議案の１６につきましては、承認とさせていただきます。

続いて、議案の１７について、事務局からお願いします。

矢野事務局長 １０ページをお願いいたします。環境衛生業務に係る手数料等の取扱いについてでございます。

（１）指定ごみ袋代金については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。（２）ごみの分別の種類及び方法については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。（３）ごみの収集回数については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。（４）自己が直接搬入するごみ処理については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。以上でございます。

松浦会長 議案の１７につきまして、御質問、御意見等ございますか。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案の１７につきましては、御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。それでは、議案１７につきましては、御承認をいただきました。

続いて、議案の18について、事務局からお願いします。

矢野事務局長 11ページをお願いいたします。学校給食費の取扱いについて。

学校給食費については、当面現行のとおりとし、合併後統一する方向で調整する。以上でございます。

松浦会長 それでは、議案18について、御意見、御質問等ございますでしょうか。どうぞ。

前島委員 給食について、幼稚園の給食は現在、松江市ではされていないようですが、旧町村では給食がされておるということで、私ども東出雲町でも幼稚園の給食というのがありますが、それについては今後どのような対処をされるのか、その辺の方針についてお尋ねをしたいというふうに思います。

湯町課長 松江市の子育て課で課長をしております湯町と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

松江市におきましては、旧の松江市では幼稚園において給食の方を提供はしておりません。平成17年の合併時点におきまして、鹿島町、宍道町、八雲村等々の幼稚園におきましては給食が提供されていたわけですけれども、合併以降、これらの幼稚園につきましては、引き続き給食の方を提供させていただいております。したがって、今回、東出雲町と合併というふうなことになりましたら、引き続き給食の方は続けていくというような格好になるかと思っております。以上でございます。

前島委員 わかりました。

松浦会長 どうぞ。

宮廻委員 学校給食費の取扱いについては異論ございませんけれども、給食センターの職員の扱いですけれども、一般職ではございませんので、これの今後どういうふうな身分の取り扱いをされるのか、お伺いしたいんですけれども。

矢野事務局長 学校給食センターの運営については、合併をしたときに、それぞれの町村違っておりまして、学校給食会あるいは直営で調理あるいは民間委託ということになっております。基本的には、サービスを低下させないように効率的な調理業務ということを考えていく必要があると思っております。合併後も順次、給食の質を落とさない、あるいは安全性に配慮しながら効率化での民間移行というのをやらせていただいております。

ただ、そこに働く人がおられるわけですので、そういったことを調整しながら、これは給食サービスはサービスとしてきちんとやりながら、運営のあり方については効率

的なあり方というものを時間をかけて調整していくことになろうかと思えます。以上でございます。

宮廻委員 ありがとうございます。

松浦会長 よろしゅうございますか。

ほかに御質問等ございますか。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案の１８につきまして、御異議がなければ承認とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、議案１８につきましては、御承認をいただいたものとさせていただきます。

続きまして、議案の１９でございますが、御説明をお願いします。

矢野事務局長 １２ページをお開きをいただきたいと思います。小中学校の通学区域等の取扱いについてでございます。

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとする。ただし、東出雲町が松江市へ教育事務の委託を行っている学齢児童及び学齢生徒の居住地については、通学距離や生活圈域等を考慮し、合併時に通学区域を変更する。以上でございます。

松浦会長 それでは、議案１９につきまして、御質問等ございますでしょうか。ございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、議案１９につきまして、御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、議案１９につきましては、御承認をいただいたものとさせていただきます。

それでは、議案の１、合併の方式につきましては本日も継続協議とさせていただきましたが、それ以外の議案の９、条例、規則等の取扱いから議案の１９、小中学校の通学区域等の取扱いまでの１１項目につきましては、提案どおりで御承認をいただきました。

それでは、続きまして議案の２０から２９まで、これについては本日は提案と協議のみということで、次回、御決定をいただくこととなります。

それでは、事務局の方からお願いします。

大野事務局次長 失礼します。事務局の大野です。議案の２０からの提案説明をさせていただきます。失礼して座らせていただきます。

資料の方、１３ページをごらんください。議案の２０、使用料、手数料等の取扱いにつ

いて。

(1) 施設使用料については、それぞれ異なっているが、現行のとおりとする。ただし、公民館使用料については、当分の間、現行のとおりとし、合併後に調整する。また、学校施設使用料については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。(2) 占用料については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。(3) 手数料については、差異のあるものは合併時に松江市の例により統一する方向で調整するという提案とさせていただきます。

14 ページに根拠法令の抜粋、以下 15 ページから 23 ページに使用料、手数料等の主なものを比較表にして、まとめて載せさせていただきます。この比較表の見方ですけれども、各ページの一番上段のところに、調整の方針ということで 1、2、3、4 と書いてあります。1番が現行どおりととなっておりますが、これについては、どちらか一方にしかないもの、あるいは同額のものということで、現行どおりという意味でございます。それから、2番につきましては、それぞれ異なっているが、現行どおりとするもの、そのままの金額とするもの、それから 3番が松江市の例により調整するもの、それから 4番が合併後に時間をかけて調整するという、こういった調整の方針とさせていただきます。各項目の一番右端のところに、1 から 4 までのどの調整の方針案とするかということを書かせていただいております。

15 ページのところで、施設使用料ということで、いずれも現行のとおりということで、福祉関係、環境関連、農林、市町民農園ということで、いずれも現行どおりということで載せさせていただきます。

それから、16 ページのところでの施設使用料、駐車場と、それから教育ということで学校施設と公民館を載せさせていただきます。提案のところでもありました公民館使用料につきましては、現在、直営方式のところでは使用料を取っておりますけれども、公設自主運営の公民館につきましては使用料を取っておりません。光熱水費実費負担分だけとなっておりますので、これにつきましては現行どおりとしておりますが、公民館の方針につきましては、地域の体制が整い次第、公設自主運営方式の方へ移行して調整することにしておりますので、現在、直営方式の公民館のところにつきましては 4 というところで、合併後に時間をかけて調整するという形にさせていただきます。

それから、その上の学校施設につきましては、前回の合併時にも各町村と差がありましたけれども、合併時に全市で統一料金とさせていただきますので、今回につきましては

も合併時に松江市の例により調整するというので、3とさせていただきます。

あと、社会体育施設につきましても、合併後、時間をかけて調整するというので、いろいろ施設によって料金体系、それから時間帯区分とかも違ってありますので、松江市の場合、松江市の条例等で統一化しておりますけれども、ばらばらの料金のままです。東出雲町の施設につきましても、合併後に時間をかけて調整することにさせていただきます。

以下、18ページに占用料ということで、普通河川、道路、公園、それぞれの電柱あるいは電話柱ということで、一つの例ということで挙げさせていただきます。電柱、電話柱につきましては、道路法施行令等によりまして、その地域によって金額が決まっておりますので、区域で甲地、乙地、丙地というふうに、市の区域が乙地、それから丙の区域が町村というふうに料金が決まっておりますので、合併後は松江市の例により調整するという、3ということにさせていただきます。

それから、19ページから23ページまでの窓口手数料と、それから税務、福祉、環境、都市計画等載せておりますけれども、いずれも差異のあるものについては、松江市の例により統一する方向で調整するものとしております。

以下24ページから25ページに先進事例を載せさせていただきます。

議案の20につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

松浦会長 それでは、議案の20につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

田中委員 調整で、3で松江市の例によると、それから4で合併後、時間をかけて調整とありますが、これはおおむね大体どれくらいの期間をそれぞれ見ておられますか。

矢野事務局長 時間をかけて調整ということですが、基本的にはやはり合併をして5年あるいは6年以内、特に皆さん方と同じようなサービスを受けるものについては、3年以内で従来、平成17年の合併のときに調整をしたところでございます。ただ、現状、公共施設の使用料というのは、設備が違っていたり広さが違っていたり、違いますので、実際には多くがなかなか統一ができなくて、利用形態が違いますので、現状のようになっていますが、基本的にはひとしく皆さんが受益をとられるものについては速やかに調整をする方針で前回もやりましたので、今後もそういったような考え方で進めていくことになろうと思います。

松浦会長 どうぞ。

野々内委員 16ページの公民館の使用料のことでお尋ねします。公設自主運営の公民館の方は使用料がなしですけれども、これは市民じゃない人が借りられても無料ですか。

矢野事務局長 お答えをします。

市行政で、役場で取ってないということでございまして、公設自主運営で地域で公民館運営協議会をやっておられるところは、やはり受益者負担という立場で、それぞれのところでお取り扱いいただいております。ただ、社会教育関係登録団体とか、そういったところが使われれば免除をしてやっていただいておりますのが実態でございまして、実際には使われれば基本的には払っていただく。ただ、登録団体は減免があったりしておるとい状況でございます。以上でございます。

野々内委員 わかりました。

じゃあ、今の登録団体のことで、今度は直営方式の方ですけれども、こちらも、いずれは公設自主運営の方に行くかとは思いますが、現在のところは、その登録団体は少し手数料が安いとかはどうですか。

矢野事務局長 減免をされている団体もございまして。

野々内委員 ありがとうございます。

松浦会長 どうぞ。

福頼委員 済みません、手数料も含めて、ここにも書いてありますように、東出雲の場合は直営方式で4カ所、現在あります。それで、旧八束郡のところで、例えば宍道とか玉湯とかは1つであったりなかったりということだったようですが、現在、自主運営がなされてるのは宍道であって、今年度のうちに一応八雲、玉湯、八束ですか、その辺ができれば自主運営ということのようでございます。5年かかってということになると思いますが、やっぱり公民館というのは、今、3回までのところでも出ておりましたように、非常により一層重要な役割を担うことになると思います。特に東出雲の中で4つの公民館を、あの1支所1公民館という建前はもちろん認識はしておりますが、5年が先ほど6年ぐらいではというお話も出ておりますが、ぜひ今の公民館の体制で、自主運営になるにしても残し、あるいは減免も含めて使用料をできるだけ減免をするようにして、地域活動の拠点としていけたら非常に地域の皆さん喜んでいただけるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

松浦会長 ほかにございますか。

どうぞ。

長岡委員 今、公民館の使用料にかかわる問題も出ているわけですが、具体的に私は公民館にいる者でございますので、ちょっと補足しながら御説明させていただきたいと思っておりますが、使用料は、直営のところは使用料を確かに取っておられますけれども、自主運営でありますと、これはもう行政から全く切れておるわけでございますので、いわゆる公民館の運営協議会が運営するわけでございますから、使用料は取らないわけですが、ただし、やっぱり電気代とか水道代とかガス代とか、それから畳の表替えなんかしょっちゅうやらないといけないような状況もございますので、そういった意味で使用実費をちょうだいしておるのが実態でございます。

それから、これにつきましては、先ほどもちょっとございましたように、使われる施設の広さの問題とか程度の問題とか、いろいろございますので、それぞれ違うわけですが、自主運営でございますので、それぞれ公民館でいただくお金も違っておるといようなことが実態でございます。それから、実際に自主運営で地元から地元費をちょうだいしていることがございまして、そういった意味で、地元の方については一切無料だとか、私のところは地元の方に関して、あるいはいろんな団体の活動等につきましては、一律200円をちょうだいするというような程度のことでございます。一応使用料につきましては、そういうような状況であるということをお知らせしておきます。

松浦会長 ほかにございますか。

それでは、なければ、次の議案21に移りたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

大野事務局次長 26ページをごらんください。議案の21、情報公開等の取扱いについて提案させていただきます。

(1) 情報公開については、松江市の制度に統一する。ただし、合併前の東出雲町の公開の対象となる公文書については、合併前の東出雲町の制度の例による。(2) 個人情報保護については、松江市の制度に統一する。ただし、合併前の東出雲町の開示等の対象となる個人情報については、合併前の東出雲町の制度の例によるという提案とさせていただきます。

両市町の各条例、細かく比較する表は載せてはおりませんが、情報公開と個人情報保護の両市町の制度、目的、内容については、基本的には差異はございません。若干違う部分は、松江市の場合、実施機関の範囲、対象範囲が公営企業等、水道、ガス、交通、病

院等ございますので、広い範囲となっております。

それからもう一つが公開、非公開の決定期間につきまして、原則15日以内、これに理由があれば15日の延長可能となっているところまでは同じでございますが、松江市の場合、公文書の量が著しく大量の場合は、さらに期限の特例延長があるということになっております。いずれも松江市の制度に統一するものでございますけども、議案のただし書き以降、合併前の情報については、東出雲町の例によるものとする提案とさせていただきます。

27ページ、28ページに根拠法令の抜粋を載せております。

29ページが先進事例を載せております。

議案の21につきまして以上です。よろしくお願いいたします。

松浦会長 それでは、この議案の21について、御質問、御意見等ございますでしょうか。ございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、議案の21につきまして以上とさせていただきます、続きまして議案の22につきまして御説明をお願いします。

大野事務局次長 資料の方、30ページをごらんください。議案の22、国民健康保険事業の取扱いについて提案させていただきます。

国民健康保険事業については、次のとおり松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、合併期日が年度中途の場合は、保険料（税）の賦課については合併年度は現行のとおりとし、次年度から松江市の例により調整する。国民健康保険運営協議会については、合併時に松江市の組織に統一する。（1）賦課形態は、松江市の例により保険料とする。（2）賦課方式は、松江市の例により均等割、平等割、所得割の3方式とする。（3）賦課割合は、応益割（均等割・平等割）50%、応能割（所得割）を50%とし、保険料については、事業の健全な運営を確保することができる額となるよう、松江市において適正な料率を設定する。（4）納期及び納付回数は、松江市の例により調整する。（5）人間ドック（外来・宿泊）及び脳ドック並びに特定健康検診は、松江市の例により調整するという提案とさせていただきます。

現在、松江市の方が保険料、東出雲町が保険税となっておりますので、これを松江市の例により保険料とし、保険の制度、事業についても松江市の例により調整するという提案内容にさせていただきます。

31ページ、32ページが根拠法令の抜粋でございます。

33ページに保険料と保険税の違いの概要ということで、比較表を載せさせていただいております。一番大きな違いといたしましては、下から4段目の徴収権、還付請求権の消滅時効、この期間が保険料の場合は2年、保険税の場合は5年ということになっておりまして、この点が一番違うものと思っております。

それから、34ページのところで、現在の国民健康保険料(税)率の決め方ということで図を載せさせていただいております。提案の方で、賦課方式、松江市の例により3方式とするとしておりますけども、Aのところで医療費等国保事業に要する費用の額、これからB、国庫負担金等のその他の収入を引いたものがC、保険料・保険税となるわけですが、これを上の方に応益割50%、被保険者の人数あるいは世帯割で均等、平等に割った応益割が50%、これの内訳は、いずれも松江市も東出雲町も均等割が35%ずつ、それから加入世帯数で割った平等割が松江市、東出雲町いずれも15%ずつとなっております。それから、下の方に応能割とございます。保険料の負担能力に応じた割合で、所得割が松江市が50%、東出雲町が40%、それから資産割、固定資産税額に対しての割合が松江市はゼロ、東出雲町が10%となっておりますので、松江市は、資産割を除いた3方式、東出雲町が資産割を入れた4方式となっておりますけども、前回、平成17年の合併時につきましても、八束郡の町村ではこの資産割がありましたけども、これを松江市の方式に合わせまして資産割をなくしておりますので、同様に今回も保険料として3方式とする提案とさせていただいております。

(4)の納期及び納付回数は、松江市の例により調整するということにつきまして、37ページに納期、松江市と東出雲町を比較したものを載せております。松江市が10期、東出雲町が9期となっておりますので、松江市の例に合わせるものでございます。

それから、済みません、戻りますが、35ページのところで、実際の具体的に今の医療給付費の現状について比較表を載せさせていただいております。数字を上から順番に1から17まで書いておりますけども、のところですけども、1人当たりの金額で比較すると、一般被保険者分については、東出雲町の方が若干高くなっておりますが、の退職被保険者分につきましては、松江市の方が若干高くなっております。合計いたしますと、のところで松江市の方が高くなっております。

36ページのところで、賦課額の比較表ということでつけております。保険料調定額、Dのところ、あるいはEのところ、1人当たり、1世帯当たりで比較しますと、1人当たり、松江市の方が高くなっておりますけども、1世帯当たりの人数は東出雲町の方が多い

ということですので、1世帯当たりで比較すると、東出雲町の方が若干高くなっております。

それから、37ページの事業として、ドック、それから特定健診を載せておりますけども、これにつきましては松江市の例により合わせるということで、松江市の方が若干サービス内容が手厚くなっておりますので、これに合わせる提案とさせていただきます。

それから、38ページから40ページまでが先進事例を挙げさせていただいております。議案の22につきましては以上です。よろしく願いいたします。

松浦会長 それでは、何か議案の22につきまして御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案の22につきましては以上のとおりとさせていただきます、続きまして議案の23に移らせていただきます。

説明をお願いします。

大野事務局次長 資料41ページをごらんください。議案の23、介護保険事業の取扱いについて提案させていただきます。

介護保険事業の取扱いについては、次のとおり松江市の例により統一する方向で調整する。（1）介護保険事業計画については、平成23年度に合併後の市域を対象とした第5期介護保険事業計画を策定する。ただし、合併年度は、両市町の計画を地区ごとに適用する。（2）介護保険料納期及び納付回数については、合併年度は現行のとおりとし、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から統一する。（3）要介護認定業務については、合併時に松江市の例により統一する。（4）特別給付については、合併年度は現行のとおりとし、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から統一する。（5）地域支援事業については、合併年度は現行のとおりとし、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から統一する。（6）地域包括支援センターについては、合併年度は現行のとおりとし、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から統一する。以上の提案内容としております。

42ページから44ページまで、根拠法令の抜粋を載せさせていただきます。

それから、45ページに介護保険制度の概要と両市町の状況を参考として載せさせていただきます。下の表の両市町の状況のところでございますが、65歳以上から75歳未満の両市町の人口に対する割合は、ともに同じ11.5%となっておりますが、75歳以上、後期高齢者の割合が松江市の方が高く、その下の認定率についても松江市の方が

高くなっております。こういった状況から、次の46ページですけれども、保険料の算定基準、この基準額も松江市の方が高くなっており、保険料もそれぞれ松江市の方が高くなっておりますが、これに合わせていくということでございます。

それから、47ページから52ページまで、両市町の介護保険事業別比較表を載せさせていただいております。特徴的なものだけちょっと上げさせていただきますと、48ページ、地域支援事業の通所型介護予防事業の下、訪問型介護予防事業、これが松江市のみスケールメリットによる専門スタッフの派遣をしております。それから、その下の介護予防普及啓発事業の高齢者食生活支援事業、配食サービス、安否確認等ですけれども、これについても松江市のみとなっております。

それから、49ページの一番上の生活管理指導短期宿泊事業については、これは現在、東出雲町のみの事業となっております。それから、介護相談員派遣事業、次の50ページの高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業、51ページの認知症高齢者見守り事業、それから4番、下のところの高齢者虐待予防対策事業、これにつきましては松江市独自の事業となっております。これにつきましては、平成23年度に策定する第5期介護保険事業計画の中に盛り込み、松江市の例により統一する方向で調整するという案とさせていただいております。

53ページから55ページまで、先進事例を載せさせていただいております。

議案の23につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

松浦会長 それでは、この議案の23につきまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

どうぞ。

越野委員 東出雲町では、介護予防拠点施設として、国の全額補助金によりまして約2億5,000万の総工費でもって、おちらと村というのが平成14年から開村して今日に至っております。介護予防拠点として、おちらと村の施設を十二分に利用して、町内の数多くの人に利用していただいているというのが現状でございますが、合併後は有効活用を特にお願いしたいというふうに思っておりますけれども、現在、松江市では、地域介護予防活動は地域の集会所等で実施されておられるということでございますが、松江市の方式に合わせると、おちらと村は上意東地区の住民だけの活用場になってしまうということになれば、非常に寂しくなるんじゃないかというふうに心配しております。有効活用に対して十分考慮していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

松浦会長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案の23につきましては以上のとおりということにさせていただきます、議案の24に移らせていただきます。

それでは、説明をお願いします。

大野事務局次長 56ページの方をお開きください。議案の24、各種健診事業の取扱いについて提案させていただきます。

（1）各種健康診査等については、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、東出雲町が独自で実施している新生児聴覚検査費助成及び5歳児健診については、東出雲町の例により統一する方向で調整する。（2）予防接種については、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、BCG予防接種については、東出雲町の例により統一する方向で調整する。（3）後期高齢者を対象とした人間ドック助成については、松江市の例により統一する方向で調整するという提案とさせていただきます。

57ページに根拠法令の抜粋、それから58ページ、59ページに各種健康診査、検診の比較表を載せております。これにつきましては、松江市の例により調整させていただく提案とさせていただきます。

60ページのところで、妊婦・乳幼児の健診ということで、提案のただし書きのところ、新生児聴覚検査と5歳児健診、この表の上から2段目の項目と幼児健診の一番下の5歳児健診ですけれども、これにつきましては、東出雲町の例により実施していく方向で調整させていただく提案とさせていただきます。新生児聴覚検査につきましては、新生児の聴覚障害を早期に発見して、できるだけ早い段階で適切な措置を講じるために有効であるということで、実施の方向で考えております。それから、5歳児健診につきましても、小学校入学前に、ある程度年長になって年をとってから診断がやっとできるような多動性障害とか発達障害あるいは学習障害等、こういったものについて就学前に支援を始めるのに有効であるということで、実施の方向で調整するとさせていただきます。

それから、61ページの予防接種につきまして、これも議案の中でただし書きで、BCGについては東出雲町の例によりとさせていただきます、松江市、現在、集団で実施しておりますけれども、東出雲町の例により個別の実施を検討していきたいということでございます。これにつきましては、国の方針も個別を推奨されておられるということ、個別で日程の利便性あるいは他の症状等を知っているかかりつけ医に接種をお願いした方が、

その状況に応じた対応ができるということで、個別を調整方針とさせていただくとしております。

それから、62ページ、ドックにつきまして、これも松江市の例により実施をするということで提案させていただいております。

それから、63ページ、64ページに先進事例を載せております。

議案の24につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 議案の24につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上のとおりとさせていただきまして、続きまして議案の25に移らせていただきます。

説明をお願いします。

大谷事務局班長 事務局の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案25、児童福祉事業の取扱いについての件につきまして私の方から提案させていただきます。座って説明させていただきます。

資料の65ページをごらんいただきたいと思います。議案25、児童福祉事業の取扱いについて。（1）保育所保育料の取扱いについては、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、合併期日が年度中途の場合は、合併年度は現行のとおりとし、次年度から松江市の例により調整する。（2）延長保育等の特別保育及び児童クラブの利用料については、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、合併期日が年度中途の場合は、合併年度は現行のとおりとし、次年度から松江市の例により調整する。（3）子育て支援センターについては、東出雲町子育て支援センターを東出雲町地域における子育て支援の拠点とし、松江市子育て支援センターを中核としたネットワーク化により、相談及び支援体制の充実を図る。（4）乳幼児等医療費助成については、以下の方針により合併時に統一する方向で調整する。3歳以上就学前幼児の医療費助成については、松江市の例により調整する。就学から20歳未満の慢性腎疾患等11疾患群に係る入院者の医療費助成については、東出雲町の例により調整するという提案でございます。

めくっていただきまして、66ページには根拠法令を載せているところでございます。

67ページをごらんください。保育料の金額表を載せております。基本的には、松江市、東出雲町ともに、すべての所得階層において、国の基準額よりも保育料を安く設定をしております。その中で松江市と東出雲町を比較いたしますと、全体的には松江市の方が保育

料が安くなっております。ただ、東出雲町の階層でいいますと、第7階層、所得税が10万3,000円以上20万3,000円未満のところでございますが、ここでは、東出雲町が3万9,000円、松江市は4万6,100円となっております。この階層だけは東出雲町の方が安くなっております。あとのすべての階層では、松江市の方が安くなっているところがございます。この表の中で、全体で最も世帯が多い階層というのは、松江市、東出雲町ともに所得税が4万円以上10万3,000円未満の階層でございます。松江市では大体30%、東出雲町の方では35%の世帯がこの階層におられるところがございます。松江市の保育料に統一するという提案でございますので、総合的に見ますと東出雲町の保護者の負担軽減につながるものであると思っております。

めくっていただきまして、68ページをごらんいただきたいと思っております。68ページには保育料の現況を載せておりまして、松江市は公立14施設、認可の私立が41施設、東出雲町は公立3施設、町認定の私立が1施設あるところがございます。ちょっと字が小さくて大変申しわけないんですけど、表の中ほどの特別保育事業の延長保育のところがございますが、松江市は所得階層別の延長保育料が設けられておりますが、東出雲町は一律200円、また保育時間も若干異なっております。

それから、69ページ、70ページには、松江市の認可保育所の一覧を載せております。見ていただきますと、平日の通常保育時間は7時から18時までと同じであります。平日の延長保育時間などは、民間の保育所では午後9時、午後10時までのところなどもあるところであります。

続きまして、71ページです。71ページには東出雲町の公立保育所を載せておりまして、保育時間は3園ともに同じになっております。

72ページ、73ページには近隣市の状況を載せておりますので、また参考にしてください。

74ページ、75ページには児童クラブの状況を載せております。松江市は、公設民営、民設民営合わせまして39クラブ、東出雲町は、公設民営が3クラブあります。75ページの中ほどの網かけの部分に載せておりますが、利用料です。松江市は、月曜から金曜が4,500円等、いろいろ区分があるところがございますが、東出雲町は、登録者の区分がなく、一律5,000円となっております。また、学校の長期休業中、夏休みなどの期間の利用料の取り扱いも異なっているところがございます。

めくっていただきまして、76ページでございます。子育て支援センターの状況の表を

載せております。松江市には、松江市子育て支援センターを拠点といたしまして7カ所のサテライト支援センターがあります。東出雲町には、東出雲町子育て支援センター1カ所です。事業内容については、その表に載せておりますので、また後ほどごらんいただきたいと思っております。

77ページをごらんいただきたいと思っております。乳幼児等医療費助成の現状を載せております。中ほどの表の網かけのところでございます。3歳以上就学前のところを見ていただきますと、松江市は自己負担額がありませんので、これは松江市に合わせまして東出雲町も自己負担をなしにするという提案でございます。また、その下の網かけのところの11疾患群のところでございますが、これは東出雲町に合わせ、松江市も上限額を2,000円にするという提案でございます。

78ページから82ページまでは先進事例を載せておりますので、御確認いただきたいと思っております。

議案25につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 それでは、議案25の児童福祉事業の取扱いにつきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

野々内委員 東出雲の場合は、現在、待機児童がゼロなんですけれども、これが松江市では今、待機児童さんはどれくらいいらっちゃって、そして合併した後、この間、宍道町初め4つのところを視察させてもらいまして、本当にこうやって机上論だけでお話しするよりも、松江市の委員さんたちの話で大体のイメージはできてたんですけれども、現場に行かせていただいて本当に一目瞭然で、皆さんが頑張っておられるというか、すごく前向きに活動しておられるのを支所の方でも公民館でもサポートセンターでも見せていただいて、本当にありがとうございました。

その中で、今の子育て支援とか待機児童のことを聞き忘れちゃったので、たしかお母さんの職場の近くの保育園とかに子供さんを預けることもできるようになって喜んでますということをおっしゃってたんですが、行った宍道町の方では何割の方は多分松江市でお仕事してるから、そういうことができたんですと言っておられましたけど、東出雲の場合に、これから今の松江市の方がどんどんこっちに入れられるような体制に例えばなって、今の待機児童がゼロがゼロでなくなるとか、もっと大きな目で見て、松江の待機児童さんがこれから少なくなっていくんだよというふうなシミュレーションはどういうふうにお持

ちでしょうか。

湯町課長 子育て課の湯町でございます。

まず、松江市の待機児童の状況でございますけれども、1月1日現在で277名となりました。去年同期が240数名でございましたので、一昨年ですか、リーマンショック以来の経済情勢の悪化で、引き続き待機の児童については増えているという状況でございます。こういった状況を受けまして、昨年6月の補正ですけれども、県の方で安心こども基金といったものが国の財源で造成をされました。それを使いまして、今後3年間で620名の定員増を図るということで、民間の保育所整備を進めているところです。今年度、今現在で4保育所の整備を進めておりまして、ことしの4月1日には約330名の定員増となります。これも位置的には松江市の東西南北、ちょうどバランスよく計画いただきまして330になるわけですけれども、今後3年間では620名の定員増を図るということにしております。

合併をいたしまして、その後の入所の状況ということなんですけれども、入所に当たりましては、やはり保育所でございますので、勤務地の近くを選ばれる方、またその後、小学校へ入学もされますので、そのことを考えて、住んでおられる地域に預けられる方等々ございます。そういったことから、例えば宍道の地区を例にとりますと、合併をして定員を常にオーバーしている状況でもありますが、宍道にお住まいの方が旧の松江市内に預けられる方もいらっしゃいますし、逆に旧の松江市の方で斐川、出雲、雲南の方にお勤めになる方が宍道の方で子供を預けて勤務地に向かわれるといったようなパターンがあるのではないのかなというふうに思ってます。したがって、今度、東出雲さんが一緒になった場合に、逆に現在、松江市に住んでおられる方で当然東出雲にお勤めの方、安来、米子、淀江等々に向かっておられる方もかなりいらっしゃると思います。そういったことで、現在の東出雲の保育所にお預けになれる方も出ようかと思えますし、逆に東出雲にお住まいの方で現在の松江市に預けられる方も出てくるのではないのかなというふうに思ってます。そういった意味で、保護者の方にとっても選択肢が広がるというような状況から、よりよい環境になるのではないのかなというふうに思っております。以上でございます。

松浦会長 ほかにはございますか。

それでは、議案の25につきましては以上とさせていただきます、続きまして議案の26に移ります。

それでは、説明をお願いします。

大谷事務局班長 それでは、８３ページをごらんいただきたいと思います。議案２６、高齢者福祉事業の取扱いについての件につきまして提案させていただきます。

高齢者福祉事業の取扱いについて。松江市の制度に統一する方向で調整する。ただし、高齢者の実態や地域の特性等により合併時に統一が困難なものについては、合併後統一する方向で調整するという提案でございます。

めくっていただきまして、８４ページ、８５ページには根拠法令の老人福祉法を載せているところでございます。８６ページも根拠法令でございます。

８７ページをごらんいただきたいと思います。８７ページから９０ページにかけて高齢者福祉事業の比較表を載せております。８７、８８、８９ページに載せております事業については、対象者費用負担などは違うものもありますが、同種、同じ目的の事業でありますので、後ほどまたごらんいただければと思っております。

９０ページをごらんいただきたいと思います。９０ページの表の一番上の事業でございます。高齢者福祉手帳交付事業でございます。この事業は、高齢者の社会参加と地域交流を図ることを目的としたものでございまして、６５歳以上の市民に手帳を交付して、市の施設、例えば松江城とか小泉八雲記念館、こういう施設の入場料を無料にしたり半額にしたりすることによりまして、そういう特典を持たせたものでございます。この事業は松江市民の事業ですので、今は東出雲町にはございません。

その２つ下の安心ライフ援助事業でございます。この事業は、介護保険の対象とならない日常生活の支援、家事援助を行いまして、住みなれたところで安心して生活していただけるようにする事業でありまして、対象者は、その表に書いてあるとおりでございます。この事業も東出雲町にはございません。

９１ページでございます。９１ページの最初のところで寝具サービス事業でございます。この事業も対象者については表に書いてあるとおりでございます。これも東出雲町にはない事業でございます。

その下の高齢者バス割引乗車事業でございます。この事業は、高齢者の自立した生活とか、社会参加を支えることを目的とした移動支援を行うものでありまして、先ほど説明いたしました高齢者福祉手帳を持っておられる７０歳以上の方を対象に、バスの乗車、日ノ丸バス、一畑バス、市営バスの乗車の際に１回１００円を割引する事業でございます。この事業も、東出雲町には対象事業がないところでございます。

９２ページから９３ページには先進事例をつけているところでございますので、また御

確認いただきたいと思います。

議案26については以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 それでは、議案26につきまして、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案26につきましては以上とさせていただきます、続きまして議案27につきまして説明をお願いします。

大谷事務局班長 資料の94ページをお開きいただきたいと思います。議案27、障がい者福祉事業の取扱いについての件につきまして提案させていただきます。

障がい者福祉事業の取扱いについて。（1）障害者計画及び障害福祉計画については、松江市の計画に統合する。ただし、国の動向等を踏まえながら、合併後に必要な見直しを図る。（2）相談支援については、松江市の制度を基本とし、関係機関との連携強化により全市的な相談支援体制の充実を図る。（3）就労支援については、松江市の制度を基本とし、関係機関との連携強化により全市的な就労・雇用支援体制の充実を図る。（4）その他の個別事業については、松江市の制度に統一する方向で調整する。ただし、地域性により合併時に統一が困難な場合は、合併後に調整するという提案でございます。

95ページ、96ページには、根拠法令の抜粋を載せているところでございます。

97ページをごらんいただきたいと思います。障がい者福祉事業の比較表を載せておりました、手帳の所持者は、そこに書いてあるとおり、松江市が合計1万1,192人、東出雲町は514人となっております。

2番目に障害者計画等を載せておりました、この計画につきましては、両市町ともに障害者計画、障害福祉計画を策定しておりますが、これを松江市の計画に統合するという提案でございます。

続きまして、事業の方でございますが、特徴的なものだけを述べさせていただきます。4番のストマ用装具助成金支給事業でございます。これについては事業内容は同じでございますが、助成額のところを見ていただきますと、松江市は基準額の2分の1から全額、東出雲町は2分の1となっておりますので、松江市の方が若干助成がいいと思っております。

はぐっていただきまして、98ページでございます。6番目の施設入所者就職支度金給付事業でございますが、これは松江市だけの事業でございます、東出雲町は現在、事業がありません。9番目、移動補助用具支援事業でございます。これについては、事業内容は若干違っておりますが、松江市の方はなしと書いてあるのは、その上の8の日常生活用

具給付事業で対応しておりますので、事業内容はほぼ同じであります。助成額を見ていただきますと、松江市は3分の2以内で、上限、車両購入が5万円、改造20万円となっておりますが、東出雲町は3分の2以内で、上限40万円となっておりますので、これの助成額については東出雲町の方がよくなっております。

99ページでございます。12番、移動支援事業でございます。これについて事業内容で、支援の内容が松江市は、の通勤通学とかグループ支援があります。利用者負担のところも、サービスの1割負担は同じですが、報酬の単価が違っておりますので、松江市の方が費用が若干少なくなるのではないかと考えております。13の日中一時支援事業についてもサービスの内容は同じですが、利用者負担の1割負担のところ松江市の方が負担が少なくなっております。15番目、自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業でございますが、これについても、自動車改造費用の一部助成について、松江市は10分の10の上限10万円の助成でございますが、東出雲町は3分の2で上限10万円でございますので、これも松江市の方が少し助成内容がいいと考えております。16番目、障がい児・者一時預かり事業でございますが、これも利用者負担のところを見ていただきますと、松江市の方が少なくなっております。

100ページでございます。18番のタクシー利用料助成事業でございますが、これについても松江市は今事業がありますが、東出雲町はありません。19の路線バス優待事業についても、松江市はありまして、東出雲町はありません。20番目の腎臓機能障がい者通院費助成事業でございますが、これについては助成額の違いがありまして、タクシーを使われる方については松江市の方が有利に、助成額が多くなっているところでございます。21番目の自立支援医療助成事業については、精神通院医療分でございますが、これも助成額が違ってありまして、病院とか訪問看護については、東出雲町が月額自己負担500円を超える金額で、松江市は1,000円を超える金額ですので、東出雲町の方が助成内容がいいですが、薬局の負担については、松江市は月額自己負担金額が助成になりますので、松江市の方がよくなっております。以上のように、障害者事業については総合的には松江市の方が事業のメニューが多くなってありまして、また利用者負担も少ないものが多いと考えております。

102ページから105ページまでは、また先進事例を載せておりますので、ごらんいただきたいと思います。

議案の27につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

松浦会長 それでは、議案の27につきまして、御質問なり御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上とさせていただきます、続きまして議案の28について説明をお願いします。

大谷事務局班長 資料106ページをごらんいただきたいと思います。議案28、都市計画区域等の取扱いについての件につきまして説明させていただきます。

都市計画区域等の取扱いについて。（1）都市計画区域については、現行のとおり松江市に引き継ぐものとする。（2）都市計画に関する基本的な方針を定める都市計画マスタープランについては、平成24年度に見直しを行う。ただし、見直しを行うまでの間は、両市町のマスタープランを地区ごとに適用する。（3）都市計画審議会については、松江市の組織に統一するという提案でございます。

107ページ、108ページには、根拠法令の都市計画法を載せているところでございます。

109ページをごらんいただきたいと思います。109ページに載ってる表でございますが、まずこの都市計画区域というのは、107ページに都市計画法を載せておりますが、その都市計画法の第5条の規定によりまして、県が指定するものであります。現在、両市町では、表に載っておりますように、松江圏都市計画区域と宍道都市計画区域が指定をされております。松江圏都市計画区域は、松江市の一部、これは旧松江市の一部と旧玉湯町の一部でございますが、これと東出雲町の一部を含んだ区域であります。宍道都市計画区域については、松江市の一部、旧宍道町の一部の区域であります。

表の中ほどの都市計画マスタープランでございますが、これも107ページに載せております都市計画法の第18条2の規定によりまして、市町村が都市計画に関する基本的な方針、例えば土地利用とか道路、公園、下水道などの都市施設、そういうものの開発事業の整備方針を明確にした方針でございます。これが都市計画マスタープランであります。これを24年度に見直しをして、松江市都市計画マスタープランに東出雲町の区域も含ませるというものでございます。

次に、都市計画審議会でございますが、これは108ページの都市計画法第19条による市町村都市計画を決定するために審議する機関でありまして、これを松江市の組織に統一するというものであります。

110ページには先進事例を載せているところでございます。

議案 28 については以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 議案 28 につきまして、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案 28 につきましては以上とさせていただきます、続きまして議案の 29 について説明をお願いします。

大谷事務局班長 資料の 111 ページをごらんいただきたいと思います。議案 29、公立幼稚園保育料等の取扱いについての件につきまして説明させていただきます。

公立幼稚園保育料等の取扱いについて。公立幼稚園保育料等の取扱いについては、合併年度は現行のとおりとし、段階的に松江市の例により統一する方向で調整するという提案でございます。

めくっていただきまして、112 ページには根拠法令の抜粋を載せているところでございます。

113 ページをごらんいただきたいと思います。公立幼稚園の現状を載せております。松江市は、幼稚園 28 園、幼保園 1 園、東出雲町は、幼稚園が 3 園でございます。園児数については、松江市が幼稚園が 1,201 人、幼保園が 189 人、東出雲町は 155 人となっております。5 番の保育料等でございますが、松江市の方は、幼稚園、幼保園とも入園料を取っておりますが、東出雲町は入園料はありません。保育料については、松江市の幼稚園は月 8,700 円で、東出雲町の幼稚園は保育料が月 6,700 円となっております。一番下の 6 の給食については、先ほど御質問もありましたが、旧松江市は未実施で、旧八束郡のところは実施されておりました、東出雲町も現在実施しているところであります。

めくっていただきまして、114 ページでございますが、先ほどありました幼稚園の保育料の現状の表を載せております。この表は、松江市と旧八束郡が合併後どのように段階的にこの幼稚園の保育料を調整したかをあらわした表でございます。この表を見ていただきますと、平成 17 年度はそのままにしておりました、平成 18 年度に保育時間などを調整しております。その後平成 19、20 年度で段階的に調整をいたしまして、平成 21 年度に統一をしているところでございます。

115 ページには先進事例を載せているところでございます。

議案 29 については以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 それでは、議案 29 につきまして、御質問等ございますでしょうか。ござい

ませんか。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案29については以上とさせていただきます。

本日の議事につきましては以上でございます。

そこで、議案の1と、それから議案の20から29、きょう御説明申し上げたものでございますが、これにつきましては、次回、第5回の協議会で委員の皆様にお諮りをさせていただくこととなります。

本日予定をいたしておりました議事につきましては、すべて終了いたしました。

皆様方の御協力に対しまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

矢野事務局長 皆様、どうもお疲れさまでございました。

事務局の方から次回以降の日程についてお知らせをさせていただきます。

きょうの会議次第の下の方に書いてありますが、次回第5回の協議会は、2月の10日水曜日午前9時半から東出雲町民会館で開催をさせていただきますので、よろしく願いいたします。第6回は、2月の23日火曜日9時半、今度はホテル白鳥の方でございますので、よろしく願いをいたします。

なお、次回の協議会におきまして、本日第4回目の会議資料をあわせて御持参いただきますようお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして第4回の任意協議会を終了させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。